

令和3年2月18日

教育福祉委員会

議案第30号

長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

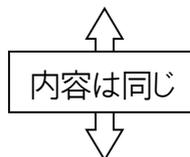
令和3年1月22日に国会に提出され、同2月3日成立の「新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）等の一部を改正する法律」により、新型コロナウイルス感染症に関する特例を定めている特措法附則第1条の2が削除された。（令和3年2月13日施行）

国民健康保険条例附則第4項（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）において、特措法附則第1条の2の規定を引用して「新型コロナウイルス感染症」の定義をしているため、改正が必要である。

新型コロナウイルス感染症の定義

【改正前】

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する感染症



【改正後】

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

特措法改正後の傷病手当の取扱い

特措法改正後も、国民健康保険条例（傷病手当関係）の規定がただちに無効になるものではない。

（「特措法附則第1条の2第1項」は「特措法の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の特措法附則第1条の2第1項」の意味と解して運用可能）

→特措法改正（2月13日）から条例改正までは上記の解釈で運用